

## 【法律・申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしているとの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
◎企画政策部 企画政策課										
1	合併協議会設置請求代表者証明書の交付	市町村の合併の特例に関する法律施行令	第1条第2項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			14日間		企画政策部 企画政策課
2	同一請求代表者証明書の交付	市町村の合併の特例に関する法律施行令	第27条第4項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			14日間に千葉県における処理期間を加えた期間		企画政策部 企画政策課
3	地域来訪者等利便増進活動計画の認定及び変更認定	地域再生法	第17条の7第8項及び第13項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		企画政策部 企画政策課
4	地域再生推進法人の指定	地域再生法	第19条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		企画政策部 企画政策課
5	移動等円滑化経路協定の認可	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第41条第3項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	企画政策部 企画政策課
6	移動等円滑化経路協定の変更認可	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第44条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	企画政策部 企画政策課
7	移動等円滑化経路協定の廃止認可	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第48条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	企画政策部 企画政策課
8	一の所有者による移動等円滑化経路協定の認可	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第50条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	企画政策部 企画政策課
9	移動等円滑化施設協定の認可(第41条第3項の準用)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第51条の2第3項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	企画政策部 企画政策課
10	移動等円滑化施設協定の変更認可(第44条第1項の準用)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第51条の2第3項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	企画政策部 企画政策課
11	移動等円滑化施設協定の廃止認可(第48条第1項の準用)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第51条の2第3項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	企画政策部 企画政策課
12	一の所有者による移動等円滑化施設協定の認可(第50条の準用)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第51条の2第3項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	企画政策部 企画政策課
◎総務部 総務課										
13	開示請求に対する決定	個人情報の保護に関する法律	第82条	①有		①有		開示請求があつた日から30日以内(事務処理上の困難その他正當な理由があるときは、当該期間を30日以内に限り延長可)(法第83条)		総務部 総務課
14	訂正請求に対する決定	個人情報の保護に関する法律	第93条	①有		①有		訂正請求があつた日から30日以内(事務処理上の困難その他正當な理由があるときは、当該期間を30日以内に限り延長可)(法第94条)		総務部 総務課
15	利用停止請求に対する決定	個人情報の保護に関する法律	第101条	①有		①有		利用停止請求があつた日から30日以内(事務処理上の困難その他正當な理由があるときは、当該期間を30日以内に限り延長可)(法第102条)		総務部 総務課
16	条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付	地方自治法施行令	第91条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7~14日		総務部 総務課
17	副知事等の解職の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)	地方自治法施行令	第121条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7~14日		総務部 総務課
18	障害物の伐除のための許可	土地収用法	第14条第1項	①有		①有		1箇月		総務部 総務課

【法律・申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしているとの有無	審査基準を公にしない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
19	山林原野等の伐除の許可	土地収用法	第14条第3項	①有		①有		14日		総務部 総務課
20	非常災害の際の土地の使用に係る許可	土地収用法	第122条第1項	①有		①有		なし(処理期間の設定は、事務の性質上なじまない。)	③その他	総務部 総務課
21	非常災害の際の土地の使用に係る許可(第122条第1項の準用)	土地収用法	第138条第1項	①有		①有		なし(処理期間の設定は、事務の性質上なじまない。)	③その他	総務部 総務課
<b>◎総務部 行政管理課</b>										
22	指定納付受託者の指定	地方自治法	第231条の2の3第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		総務部 行政管理課
<b>◎総務部 管財課</b>										
23	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4第7項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7~30日		総務部 管財課
24	指定公金事務取扱者の指定	地方自治法	第243条の2第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		総務部 管財課
<b>◎総務部 危機管理課</b>										
25	罹災証明書の交付	災害対策基本法	第90条の2第1項	①有		①有		14日		総務部 危機管理課
<b>◎財政部 財政課</b>										
26	指定納付受託者の指定	地方自治法	第231条の2の3第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		財政部 財政課
<b>◎財政部 市民税課</b>										
27	指定納付受託者の指定	地方自治法	第231条の2の3第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		財政部 市民税課
28	指定公金事務取扱者の指定	地方自治法	第243条の2第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		財政部 市民税課
<b>◎財政部 資産税課</b>										
29	指定納付受託者の指定	地方自治法	第231条の2の3第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		財政部 資産税課
<b>◎財政部 納税課</b>										
30	指定納付受託者の指定	地方自治法	第231条の2の3第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		財政部 紳税課
31	指定公金事務取扱者の指定	地方自治法	第243条の2第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		財政部 紳税課
<b>◎空港部 空港地域振興課</b>										
32	建築の許可(建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物に係るものに限る。)	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法	第5条第2項ただし書(同条第5項において準用する場合を含む。)	①有		①有		10日間		空港部 空港地域振興課
<b>◎空港部 空港対策課</b>										
33	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4第7項	①有		①有		7~30日		空港部 空港対策課
<b>◎シティプロモーション部 観光プロモーション課</b>										
34	指定納付受託者の指定	地方自治法	第231条の2の3第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		シティプロモーション部 観光プロモーション課

【法律・申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
35	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4第7項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7~30日		シティプロモーション部 観光プロモーション課
36	指定公金事務取扱者の指定	地方自治法	第243条の2第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		シティプロモーション部 観光プロモーション課
◎シティプロモーション部 スポーツ振興課										
37	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4第7項	①有		①有		7~30日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
38	学校施設利用の許可	社会教育法	第45条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1~4日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
◎シティプロモーション部 文化国際課										
39	指定納付受託者の指定	地方自治法	第231条の2の3第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		シティプロモーション部 文化国際課
40	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4第7項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7~30日		シティプロモーション部 文化国際課
41	指定公金事務取扱者の指定	地方自治法	第243条の2第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		シティプロモーション部 文化国際課
◎市民生活部 市民課										
42	指定納付受託者の指定	地方自治法	第231条の2の3第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		市民生活部 市民課
43	指定公金事務取扱者の指定	地方自治法	第243条の2第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		市民生活部 市民課
44	臨時運行の許可	道路運送車両法	第34条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			即日		市民生活部 市民課
45	埋葬又は火葬又は改葬の許可	墓地、埋葬等に関する法律	第5条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			即日		市民生活部 市民課
◎市民生活部 保険年金課										
46	指定納付受託者の指定	地方自治法	第231条の2の3第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		市民生活部 保険年金課
47	指定公金事務取扱者の指定	地方自治法	第243条の2第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		市民生活部 保険年金課
48	一部負担金の減額、免除及び徴収猶予	国民健康保険法	第44条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		市民生活部 保険年金課
49	療養費の支給	国民健康保険法	第54条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			3箇月		市民生活部 保険年金課
50	特別療養費の支給	国民健康保険法	第54条の3第1項及び第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		市民生活部 保険年金課
51	移送費の支給	国民健康保険法	第54条の4第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			3箇月		市民生活部 保険年金課
52	特別療養給付の支給	国民健康保険法	第55条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			60日		市民生活部 保険年金課
53	高額療養費の支給	国民健康保険法	第57条の2第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		市民生活部 保険年金課
54	高額介護合算療養費の支給	国民健康保険法	第57条の3第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		市民生活部 保険年金課
55	特定疾病給付対象療養に係る市町村又は組合の認定	国民健康保険法施行令	第29条の2第7項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			2日		市民生活部 保険年金課

## 【法律・申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
56	特定疾病に係る市町村又は組合の認定	国民健康保険法施行令	第29条の2第8項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			2日		市民生活部 保険年金課
57	資格確認書の交付	国民健康保険法施行規則	第6条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		市民生活部 保険年金課
58	資格確認書の再交付	国民健康保険法施行規則	第7条第3項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		市民生活部 保険年金課
59	被保険者の資格に係る事実を記載した書面の交付	国民健康保険法施行規則	第7条の2の2第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	市民生活部 保険年金課
60	高齢受給者証の交付	国民健康保険法施行規則	第7条の4第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		市民生活部 保険年金課
61	高齢受給者証の再交付	国民健康保険法施行規則	第7条の4第4項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		市民生活部 保険年金課
62	食事療養減額認定証の交付	国民健康保険法施行規則	第26条の3第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		市民生活部 保険年金課
63	食事療養減額認定証の再交付	国民健康保険法施行規則	第26条の3第5項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		市民生活部 保険年金課
64	食事療養標準負担額減額の特例	国民健康保険法施行規則	第26条の5第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		市民生活部 保険年金課
65	生活療養減額認定証の交付	国民健康保険法施行規則	第26条の6の4第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		市民生活部 保険年金課
66	生活療養減額認定証の再交付(第26条の3第5項の準用)	国民健康保険法施行規則	第26条の6の4第4項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		市民生活部 保険年金課
67	特定疾病受療証の再交付	国民健康保険法施行規則	第27条の13第8項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		市民生活部 保険年金課
68	限度額適用認定証の交付	国民健康保険法施行規則	第27条の14の2第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日以内		市民生活部 保険年金課
69	限度額適用認定証の再交付(第26条の3第5項の準用)	国民健康保険法施行規則	第27条の14の2第5項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		市民生活部 保険年金課
70	限度額適用認定証の交付	国民健康保険法施行規則	第27条の14の4第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		市民生活部 保険年金課
71	限度額適用認定証の再交付(第26条の3第5項の準用)	国民健康保険法施行規則	第27条の14の4第4項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		市民生活部 保険年金課
72	限度額適用・減額認定証の交付	国民健康保険法施行規則	第27条の14の5第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		市民生活部 保険年金課
73	限度額適用・減額認定証の再交付(第26条の3第5項の準用)	国民健康保険法施行規則	第27条の14の5第4項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		市民生活部 保険年金課
74	特別療養証明書の交付	国民健康保険法施行規則	第28条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			遅滞なく	②事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である場合	市民生活部 保険年金課
75	特別療養証明書の再交付	国民健康保険法施行規則	第28条第6項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		市民生活部 保険年金課

## ◎市民生活部 市民協働課

76	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4第7項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7~10日		市民生活部 市民協働課
77	地縁による団体の認可	地方自治法	第260条の2第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			14日		市民生活部 市民協働課
78	告示事項に関する証明書の交付	地方自治法	第260条の2第12項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1日		市民生活部 市民協働課

【法律・申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしているとの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
79	認可地縁団体の規約の変更の認可	地方自治法	第260条の3第2項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			14日		市民生活部 市民協働課
80	認可地縁団体の解散後の財産の処分の認可	地方自治法	第260条の31第2項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			14日		市民生活部 市民協働課
81	認可地縁団体の合併の認可	地方自治法	第260条の39第3項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		市民生活部 市民協働課
<b>◎市民生活部 交通防犯課</b>										
82	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4第7項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7~30日		市民生活部 交通防犯課
<b>◎市民生活部 下総支所</b>										
83	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4第7項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7~30日		市民生活部 下総支所
<b>◎市民生活部 大栄支所</b>										
84	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4第7項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7~30日		市民生活部 大栄支所
<b>◎環境部 環境計画課</b>										
85	地域脱炭素化促進事業計画の認定	地球温暖化対策の推進に関する法律	第22条の2第3項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	環境部 環境計画課
86	地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定	地球温暖化対策の推進に関する法律	第22条の3第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	環境部 環境計画課
<b>◎環境部 クリーン推進課</b>										
87	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4第7項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7~30日		環境部 クリーン推進課
88	一般廃棄物収集・運搬業の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		環境部 クリーン推進課
89	一般廃棄物収集・運搬業の許可の更新	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		環境部 クリーン推進課
90	一般廃棄物処分業の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条第6項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		環境部 クリーン推進課
91	一般廃棄物処分業の許可の更新	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条第7項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		環境部 クリーン推進課
92	一般廃棄物収集・運搬業の変更の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の2第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		環境部 クリーン推進課
93	一般廃棄物処分業の変更の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の2第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		環境部 クリーン推進課
94	再生利用一般廃棄物・運送業者の指定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	第2条第2号	①有		①有		14日		環境部 クリーン推進課
95	再生利用一般廃棄物処分業者の指定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	第2条の3第2号	①有		①有		14日		環境部 クリーン推進課
<b>◎環境部 環境衛生課</b>										
96	指定納付受託者の指定	地方自治法	第231条の2の3第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		環境部 環境衛生課
97	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4第7項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7~30日		環境部 環境衛生課

【法律・申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
98	犬の登録及び鑑札の交付	狂犬病予防法	第4条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		環境部 環境衛生課
99	犬の予防注射済票の交付	狂犬病予防法	第5条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		環境部 環境衛生課
100	犬の鑑札の再交付	狂犬病予防法施行令	第1条の2	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		環境部 環境衛生課
101	犬の予防注射済票の再交付	狂犬病予防法施行令	第3条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		環境部 環境衛生課
102	給水開始前の水質検査及び施設検査(法第48条の2第1項における読み替え)	水道法	第13条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			14日		環境部 環境衛生課
103	工事設計の確認(法第48条の2第1項における読み替え)	水道法	第32条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		環境部 環境衛生課
104	浄化槽清掃業の許可	浄化槽法	第35条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			180日		環境部 環境衛生課
105	事業の転換に関する計画の認定	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法	第7条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		環境部 環境衛生課
106	事業転換計画の変更の認定	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則	第5条第3項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			180日		環境部 環境衛生課
107	埋葬又は火葬又は改葬の許可	墓地、埋葬等に関する法律	第5条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			2日		環境部 環境衛生課
108	墓地、納骨堂及び火葬場の経営等の許可(変更及び廃止許可を含む。)	墓地、埋葬等に関する法律	第10条	①有		①有		28日		環境部 環境衛生課

◎福祉部 社会福祉課

109	社会福祉法人の認可	社会福祉法	第32条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日以内		福祉部 社会福祉課
110	評議員会の招集の許可	社会福祉法	第45条の9第5項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			15日		福祉部 社会福祉課
111	定款の変更の認可	社会福祉法	第45条の36第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日以内		福祉部 社会福祉課
112	解散の認可及び認定	社会福祉法	第46条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		福祉部 社会福祉課
113	吸收合併の認可	社会福祉法	第50条第3項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		福祉部 社会福祉課
114	新設合併の認可	社会福祉法	第54条の6第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		福祉部 社会福祉課
115	社会福祉充実計画の承認	社会福祉法	第55条の2第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		福祉部 社会福祉課
116	社会福祉充実計画の変更の承認	社会福祉法	第55条の3第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			15日		福祉部 社会福祉課
117	社会福祉充実計画の終了の承認	社会福祉法	第55条の4	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		福祉部 社会福祉課
118	社会福祉連携推進法人の認定	社会福祉法	第125条	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	福祉部 社会福祉課
119	定款の変更の認可	社会福祉法	第139条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	福祉部 社会福祉課
120	社会福祉連携推進方針の変更の認定	社会福祉法	第140条	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	福祉部 社会福祉課

【法律・申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
121	代表理事の選定及び解職の認可	社会福祉法	第142条	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	福祉部 社会福祉課
122	保護の開始の申請に対する処分	生活保護法	第24条第3項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		福祉部 社会福祉課
123	保護の変更の申請に対する処分	生活保護法	第24条第9項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		福祉部 社会福祉課
124	就労自立給付金の支給	生活保護法	第55条の4第1項	①有		①有		14日以内		福祉部 社会福祉課
125	進学・就職準備給付金の支給	生活保護法	第55条の5第1項	①有		①有		14日以内		福祉部 社会福祉課
126	生活困窮者住居確保給付金の支給	生活困窮者自立支援法	第6条第1項	①有		①有		30日		福祉部 社会福祉課

◎福祉部 高齢者福祉課

127	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4第7項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7~30日		福祉部 高齢者福祉課
128	社会福祉法人の認可	社会福祉法	第32条	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日以内		福祉部 高齢者福祉課
129	評議員会の招集の許可	社会福祉法	第45条の9第5項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			15日		福祉部 高齢者福祉課
130	定款の変更の認可	社会福祉法	第45条の36第2項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日以内		福祉部 高齢者福祉課
131	解散の認可及び認定	社会福祉法	第46条第2項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			14日		福祉部 高齢者福祉課
132	吸收合併の認可	社会福祉法	第50条第3項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		福祉部 高齢者福祉課
133	新設合併の認可	社会福祉法	第54条の6第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		福祉部 高齢者福祉課
134	社会福祉充実計画の承認	社会福祉法	第55条の2第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		福祉部 高齢者福祉課
135	社会福祉充実計画の変更の承認	社会福祉法	第55条の3第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			15日		福祉部 高齢者福祉課
136	社会福祉充実計画の終了の承認	社会福祉法	第55条の4	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		福祉部 高齢者福祉課
137	指定地域密着型サービス事業者の指定	介護保険法	第78条の2第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		福祉部 高齢者福祉課
138	指定地域密着型サービス事業者の指定の更新(第70条の2の準用)	介護保険法	第78条の12	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		福祉部 高齢者福祉課
139	複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の公募指定	介護保険法	第78条の13第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			40日~45日		福祉部 高齢者福祉課
140	指定居宅介護支援事業者の指定	介護保険法	第79条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		福祉部 高齢者福祉課
141	指定居宅介護支援事業者の指定の更新	介護保険法	第79条の2	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		福祉部 高齢者福祉課
142	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定	介護保険法	第115条の12第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		福祉部 高齢者福祉課
143	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新(第70条の2の準用)	介護保険法	第115条の21	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		福祉部 高齢者福祉課

## 【法律・申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
144	指定介護予防支援事業者の指定	介護保険法	第115条の22第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30～180日間		福祉部 高齢者福祉課
145	指定介護予防支援事業者の指定の更新(第70条の2の準用)	介護保険法	第115条の31	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		福祉部 高齢者福祉課
146	指定事業者の指定	介護保険法	第115条の45の5	①有		①有		30日		福祉部 高齢者福祉課
147	指定事業者の指定の更新	介護保険法	第115条の45の6第1項	①有		①有		30日		福祉部 高齢者福祉課

## ◎福祉部 障がい者福祉課

148	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4第7項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7～30日		福祉部 障がい者福祉課
149	社会福祉法人の認可	社会福祉法	第32条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日以内		福祉部 障がい者福祉課
150	評議員会の招集の許可	社会福祉法	第45条の9第5項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			15日		福祉部 障がい者福祉課
151	定款の変更の認可	社会福祉法	第45条の36第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日以内		福祉部 障がい者福祉課
152	解散の認可及び認定	社会福祉法	第46条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		福祉部 障がい者福祉課
153	吸收合併の認可	社会福祉法	第50条第3項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		福祉部 障がい者福祉課
154	新設合併の認可	社会福祉法	第54条の6第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		福祉部 障がい者福祉課
155	社会福祉充実計画の承認	社会福祉法	第55条の2第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		福祉部 障がい者福祉課
156	社会福祉充実計画の変更の承認	社会福祉法	第55条の3第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			15日		福祉部 障がい者福祉課
157	社会福祉充実計画の終了の承認	社会福祉法	第55条の4	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		福祉部 障がい者福祉課
158	障害児通所給付費の支給	児童福祉法	第21条の5の3第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		福祉部 障がい者福祉課
159	特例障害児通所給付費の支給	児童福祉法	第21条の5の4第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		福祉部 障がい者福祉課
160	通所給付決定の変更承認	児童福祉法	第21条の5の8第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		福祉部 障がい者福祉課
161	高額障害児通所給付費の支給	児童福祉法	第21条の5の12第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		福祉部 障がい者福祉課
162	放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給	児童福祉法	第21条の5の13第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		福祉部 障がい者福祉課
163	肢体不自由児通所医療費の支給	児童福祉法	第21条の5の29第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		福祉部 障がい者福祉課
164	障害児相談支援給付費の支給	児童福祉法	第24条の26第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		福祉部 障がい者福祉課
165	特例障害児相談支援給付費の支給	児童福祉法	第24条の27第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		福祉部 障がい者福祉課
166	指定障害児相談支援事業者の指定	児童福祉法	第24条の28第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		福祉部 障がい者福祉課

## 【法律・申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
167	指定障害児相談支援事業者の指定の更新	児童福祉法	第24条の29第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		福祉部 障がい者福祉課
168	通所受給者証の再交付	児童福祉法施行規則	第18条の6第9項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		福祉部 障がい者福祉課
169	障害児福祉手当の受給資格認定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第19条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		福祉部 障がい者福祉課
170	障害児福祉手当の受給資格の再認定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			14日		福祉部 障がい者福祉課
171	特別障害者手当の受給資格の認定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		福祉部 障がい者福祉課
172	特別障害者手当の受給資格の再認定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			14日		福祉部 障がい者福祉課
173	介護給付費等の支給要否決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第22条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7~60日		福祉部 障がい者福祉課
174	障害支援区分の認定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第21条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			60日		福祉部 障がい者福祉課
175	支給決定(障害福祉サービスの種類、支給量、有効期間の決定)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第22条第7項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		福祉部 障がい者福祉課
176	支給決定の変更	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第24条第2項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7~60日		福祉部 障がい者福祉課
177	障害支援区分の変更認定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第24条第4項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			60日		福祉部 障がい者福祉課
178	介護給付費又は訓練等給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第29条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			3ヶ月		福祉部 障がい者福祉課
179	特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第30条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		福祉部 障がい者福祉課
180	介護給付費等の負担額の特例認定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第31条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		福祉部 障がい者福祉課
181	特定障害者特別給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第34条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			3ヶ月		福祉部 障がい者福祉課
182	特例特定障害者特別給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第35条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		福祉部 障がい者福祉課
183	地域相談支援給付費等の相談支援給付要否決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の7第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		福祉部 障がい者福祉課
184	地域相談支援給付要否決定(地域相談支援の種類、地域相談支援給付量、有効期間の決定)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の7第7項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		福祉部 障がい者福祉課
185	地域相談支援給付決定の変更	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の9第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		福祉部 障がい者福祉課
186	地域相談支援給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の14第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		福祉部 障がい者福祉課
187	特例地域相談支援給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の15第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		福祉部 障がい者福祉課
188	計画相談支援給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の17第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		福祉部 障がい者福祉課
189	特例計画相談支援給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の18第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		福祉部 障がい者福祉課
190	指定特定相談支援事業者の指定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の20第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		福祉部 障がい者福祉課

【法律・申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
191	指定特定相談支援事業者の指定の更新	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の21第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		福祉部 障がい者福祉課
192	自立支援医療費の支給認定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第52条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			育成医療14日、更生医療30~90日		福祉部 障がい者福祉課
193	支給認定の変更	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第56条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			育成医療7~14日、更生医療7~90日		福祉部 障がい者福祉課
194	療養介護医療費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第70条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			3ヶ月		福祉部 障がい者福祉課
195	基準該当療養介護医療費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第71条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			3ヶ月		福祉部 障がい者福祉課
196	補装具費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第76条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7~60日		福祉部 障がい者福祉課
197	高額障害福祉サービス等給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第76条の2第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7~60日		福祉部 障がい者福祉課
198	受給者証の再交付	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令	第16条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		福祉部 障がい者福祉課
199	地域相談支援受給者証の再交付	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令	第26条の8	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		福祉部 障がい者福祉課
200	医療受給者証の再交付	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令	第33条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		福祉部 障がい者福祉課

◎福祉部 介護保険課

201	指定納付受託者の指定	地方自治法	第231条の2の3第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		福祉部 介護保険課
202	指定公金事務取扱者の指定	地方自治法	第243条の2第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		福祉部 介護保険課
203	被保険者証の交付	介護保険法	第12条第3項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			条件による		福祉部 介護保険課
204	要介護認定	介護保険法	第27条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日以内		福祉部 介護保険課
205	要介護認定の更新	介護保険法	第28条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日以内		福祉部 介護保険課
206	要介護状態区分の変更の認定	介護保険法	第29条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日以内		福祉部 介護保険課
207	要支援認定	介護保険法	第32条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日以内		福祉部 介護保険課
208	要支援認定の更新	介護保険法	第33条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日以内		福祉部 介護保険課
209	要支援状態区分の変更の認定	介護保険法	第33条の2第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日以内		福祉部 介護保険課
210	介護保険サービスの種類の指定変更	介護保険法	第37条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			未設定	③その他	福祉部 介護保険課
211	居宅介護サービス費の支給	介護保険法	第41条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			未設定	③その他	福祉部 介護保険課
212	特例居宅介護サービス費の支給	介護保険法	第42条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			未設定	③その他	福祉部 介護保険課
213	地域密着型介護サービス費の支給	介護保険法	第42条の2第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			未設定	③その他	福祉部 介護保険課

## 【法律・申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
214	特例地域密着型介護サービス費の支給	介護保険法	第42条の3第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日間		福祉部 介護保険課
215	居宅介護福祉用具購入費の支給	介護保険法	第44条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日間		福祉部 介護保険課
216	居宅介護住宅改修費の支給	介護保険法	第45条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日間		福祉部 介護保険課
217	居宅介護サービス計画費の支給	介護保険法	第46条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			未設定	③その他	福祉部 介護保険課
218	特例居宅介護サービス計画費の支給	介護保険法	第47条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日間若しくは未設定	③その他	福祉部 介護保険課
219	施設介護サービス費の支給	介護保険法	第48条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			未設定	③その他	福祉部 介護保険課
220	特例施設介護サービス費の支給	介護保険法	第49条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日間		福祉部 介護保険課
221	居宅介護サービス費等の額の特例	介護保険法	第50条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日間若しくは未設定	③その他	福祉部 介護保険課
222	高額介護サービス費の支給	介護保険法	第51条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日間		福祉部 介護保険課
223	高額医療合算介護サービス費の支給	介護保険法	第51条の2第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日～60日間		福祉部 介護保険課
224	特定入所者介護サービス費の支給	介護保険法	第51条の3第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			未設定	③その他	福祉部 介護保険課
225	特例特定入所者介護サービス費の支給	介護保険法	第51条の4第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			概ね30日間		福祉部 介護保険課
226	介護予防サービス費の支給	介護保険法	第53条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			未設定	③その他	福祉部 介護保険課
227	特例介護予防サービス費の支給	介護保険法	第54条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日間若しくは未設定	③その他	福祉部 介護保険課
228	地域密着型介護予防サービス費の支給	介護保険法	第54条の2第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			未設定	③その他	福祉部 介護保険課
229	特例地域密着型介護予防サービス費の支給	介護保険法	第54条の3第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日間		福祉部 介護保険課
230	介護予防福祉用具購入費の支給	介護保険法	第56条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日間		福祉部 介護保険課
231	介護予防住宅改修費の支給	介護保険法	第57条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日間		福祉部 介護保険課
232	介護予防サービス計画費の支給	介護保険法	第58条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			未設定	③その他	福祉部 介護保険課
233	特例介護予防サービス計画費の支給	介護保険法	第59条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日間若しくは未設定	③その他	福祉部 介護保険課
234	介護予防サービス費等の額の特例	介護保険法	第60条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日間若しくは未設定	③その他	福祉部 介護保険課
235	高額介護予防サービス費の支給	介護保険法	第61条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日間		福祉部 介護保険課
236	高額医療合算介護予防サービス費の支給	介護保険法	第61条の2第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日～60日間		福祉部 介護保険課
237	特定入所者介護予防サービス費の支給	介護保険法	第61条の3第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			未設定	③その他	福祉部 介護保険課

## 【法律・申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
238	特例特定入所者介護予防サービス費の支給	介護保険法	第61条の4第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日間		福祉部 介護保険課
239	被保険者証の再交付	介護保険法施行規則	第27条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			即日		福祉部 介護保険課
240	特定入所者の負担限度額の認定(特定要介護旧措置入所者を含む。)	介護保険法施行規則	第83条の6第1項(第97条の4及び第172条の2において準用する場合を含む。)	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			3日		福祉部 介護保険課
241	負担限度額認定証の再交付(特定要介護旧措置入所者を含む。)	介護保険法施行規則	第83条の6第7項(第97条の4及び第172条の2において準用する場合を含む。)	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			3日		福祉部 介護保険課
242	負担限度額及び特定負担限度額の差額の支給(特定要介護旧措置入所者を含む。)	介護保険法施行規則	第83条の8第1項(第97条の4及び第172条の2において準用する場合を含む。)	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			10日		福祉部 介護保険課

## ◎こども未来部 こども政策課

243	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4第7項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7~30日		こども未来部 こども政策課
244	公私連携法人の指定	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第34条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		こども未来部 こども政策課
245	社会福祉法人の認可	社会福祉法	第32条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日以内		こども未来部 こども政策課
246	評議員会の招集の許可	社会福祉法	第45条の9第5項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			15日		こども未来部 こども政策課
247	定款の変更の認可	社会福祉法	第45条の36第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日以内		こども未来部 こども政策課
248	解散の認可及び認定	社会福祉法	第46条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		こども未来部 こども政策課
249	吸收合併の認可	社会福祉法	第50条第3項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		こども未来部 こども政策課
250	新設合併の認可	社会福祉法	第54条の6第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		こども未来部 こども政策課
251	社会福祉充実計画の承認	社会福祉法	第55条の2第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		こども未来部 こども政策課
252	社会福祉充実計画の変更の承認	社会福祉法	第55条の3第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			15日		こども未来部 こども政策課
253	社会福祉充実計画の終了の承認	社会福祉法	第55条の4	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		こども未来部 こども政策課
254	家庭的保育事業等の認可	児童福祉法	第34条の15第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		こども未来部 こども政策課
255	家庭的保育事業等の廃止又は休止の承認	児童福祉法	第34条の15第7項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		こども未来部 こども政策課
256	公私連携保育法人の指定	児童福祉法	第56条の8第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		こども未来部 こども政策課
257	特定教育・保育施設の確認	子ども・子育て支援法	第31条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		こども未来部 こども政策課

【法律・申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
258	特定教育・保育施設の確認の変更	子ども・子育て支援法	第32条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			15日		こども未来部 こども政策課
259	特定地域型保育事業者の確認	子ども・子育て支援法	第43条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		こども未来部 こども政策課
260	特定地域型保育事業者の確認の変更	子ども・子育て支援法	第44条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			15日		こども未来部 こども政策課
261	特定子ども・子育て支援施設等の確認	子ども・子育て支援法	第58条の2	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		こども未来部 こども政策課

◎こども未来部 子育て支援課

262	児童手当の受給資格、額の認定	児童手当法	第7条第1項及び第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		こども未来部 子育て支援課
263	児童手当の額の改定	児童手当法	第9条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			60日		こども未来部 子育て支援課
264	児童扶養手当の受給資格認定	児童扶養手当法	第6条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		こども未来部 子育て支援課
265	児童扶養手当の額の改定	児童扶養手当法	第8条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		こども未来部 子育て支援課
266	母子家庭自立支援給付金の支給	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第31条	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		こども未来部 子育て支援課
267	父子家庭自立支援給付金の支給	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第31条の10において準用する第31条	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		こども未来部 子育て支援課
268	子ども手当の受給資格及び手当額の認定(住所変更後の認定を含む。)	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律	第6条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			60日		こども未来部 子育て支援課
269	子ども手当の額の改定	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律	第8条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			60日		こども未来部 子育て支援課

◎こども未来部 保育課

270	指定納付受託者の指定	地方自治法	第231条の2の3第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		こども未来部 保育課
271	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4第7項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7~30日		こども未来部 保育課
272	指定公金事務取扱者の指定	地方自治法	第243条の2第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		こども未来部 保育課
273	教育・保育給付認定	子ども・子育て支援法	第20条第1項及び第3項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			申請のあった日から30日以内(第20条第6項)		こども未来部 保育課
274	教育・保育給付認定の変更	子ども・子育て支援法	第23条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			申請のあった日から30日以内(第20条第6項)		こども未来部 保育課
275	施設等利用給付認定	子ども・子育て支援法	第30条の5第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日以内		こども未来部 保育課
276	施設等利用給付認定の変更	子ども・子育て支援法	第30条の8第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		こども未来部 保育課
277	支給認定証の再交付	子ども・子育て支援法施行規則	第16条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			5日		こども未来部 保育課

◎健康推進部 地域医療政策課

278	指定納付受託者の指定	地方自治法	第231条の2の3第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		健康推進部 地域医療政策課
279	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4第7項	①有	①有			7~30日		健康推進部 地域医療政策課

## 【法律・申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしているとの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
◎健康推進部 健康増進課										
280	指定納付受託者の指定	地方自治法	第231条の2の3第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		健康推進部 健康増進課
281	未熟児に対する養育医療の給付の決定	母子保健法	第20条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		健康推進部 健康増進課
◎経済部 商工振興企業立地課										
282	指定納付受託者の指定	地方自治法	第231条の2の3第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		経済部 商工振興企業立地課
283	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4第7項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7~30日		経済部 商工振興企業立地課
284	指定公金事務取扱者の指定	地方自治法	第243条の2第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		経済部 商工振興企業立地課
285	中心市街地整備推進機構の指定	中心市街地の活性化に関する法律	第61条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	経済部 商工振興企業立地課
286	経営の安定に支障が生じていることの認定	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律	第128条第1項第1号	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			2日		経済部 商工振興企業立地課
287	先端設備等導入計画の認定	中小企業等経営強化法	第52条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		経済部 商工振興企業立地課
288	先端設備等導入計画の変更の認定	中小企業等経営強化法	第53条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		経済部 商工振興企業立地課
289	特定中小企業者の認定	中小企業信用保険法	第2条第5項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			2日		経済部 商工振興企業立地課
290	設立の認可	商店街振興組合法	第36条	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		経済部 商工振興企業立地課
291	定款変更の認可	商店街振興組合法	第62条第2項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		経済部 商工振興企業立地課
292	合併の認可	商店街振興組合法	第73条第3項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		経済部 商工振興企業立地課
293	組織変更の認可	商店街振興組合法	附則第3条第5項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		経済部 商工振興企業立地課
294	商店街整備計画の認定	中小小売商業振興法	第4条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		経済部 商工振興企業立地課
295	店舗集団化計画の認定	中小小売商業振興法	第4条第2項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		経済部 商工振興企業立地課
296	共同店舗等整備計画の認定	中小小売商業振興法	第4条第3項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		経済部 商工振興企業立地課
297	商店街整備等支援計画の認定	中小小売商業振興法	第4条第6項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		経済部 商工振興企業立地課
298	計画変更の認定	中小小売商業振興法施行令	第9条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		経済部 商工振興企業立地課
◎経済部 農政課										
299	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4第7項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7~30日		経済部 農政課
300	農業経営の改善及び安定のための計画の認定	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律	第5条	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			28日		経済部 農政課
301	農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律	第7条	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			28日		経済部 農政課

## 【法律・申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしているとの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
302	市民農園の開設の認定	市民農園整備促進法	第7条第1項	①有		①有		30日～60日		経済部 農政課
303	市民農園整備運営計画の変更の認定	市民農園整備促進法	第7条第5項	①有		①有		30日～60日		経済部 農政課
304	農用地区域内における開発行為の許可	農業振興地域の整備に関する法律	第15条の2第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		経済部 農政課
305	施設の配置に関する協定の認可	農業振興地域の整備に関する法律	第18条の2第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日～60日		経済部 農政課
306	施設の維持運営に関する協定の認定	農業振興地域の整備に関する法律	第18条の12第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日～60日		経済部 農政課
307	農用地の保全等に関する協定の認定	集落地域整備法	第8条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日～60日		経済部 農政課
308	農業経営改善計画の認定	農業経営基盤強化促進法	第12条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			42日		経済部 農政課
309	農業経営改善計画の変更の認定	農業経営基盤強化促進法	第13条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			42日		経済部 農政課
310	青年等就農計画の認定	農業経営基盤強化促進法	第14条の4第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			28日		経済部 農政課
311	青年等就農計画の変更の認定	農業経営基盤強化促進法	第14条の5第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			28日		経済部 農政課
312	農用地利用規程の認定	農業経営基盤強化促進法	第23条第1項	①有		①有		28日		経済部 農政課
313	農用地利用規程の変更の認定	農業経営基盤強化促進法	第24条第1項	①有		①有		28日		経済部 農政課
314	特定農用地利用規程の有効期間の延長の承認	農業経営基盤強化促進法施行令	第12条ただし書	①有		①有		28日		経済部 農政課
315	事業計画の認定	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	第7条第5項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		経済部 農政課
316	事業計画の変更認定	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	第8条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			15日		経済部 農政課
317	事業計画の認定	都市農地の貸借の円滑化に関する法律	第4条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		経済部 農政課
318	事業計画の変更の認定	都市農地の貸借の円滑化に関する法律	第6条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		経済部 農政課
319	有機農業を促進するための栽培管理に関する協定締結の認可	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律	第31条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		経済部 農政課
320	協定の変更の認可	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律	第34条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		経済部 農政課
321	協定の廃止の認可	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律	第36条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		経済部 農政課
322	土地への立入等の許可	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	第25条第2項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合		未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合		経済部 農政課
323	特用林の指定	森林法	第10条の8第1項第7号	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			20日以内		経済部 農政課
324	自家用林の指定	森林法	第10条の8第1項第8号	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			20日以内		経済部 農政課

【法律・申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
325	施業実施協定の認可	森林法	第10条の11第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日以内		経済部 農政課
326	施業実施協定の変更の認可	森林法	第10条の11の5第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日以内		経済部 農政課
327	施業実施協定の廃止の認可	森林法	第10条の11の7第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日以内		経済部 農政課
328	共有林の一部の森林所有者が不確知である旨等の公告	森林法	第10条の12の3	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		経済部 農政課
329	森林經營計画の認定	森林法	第11条第5項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			20日		経済部 農政課
330	森林施業計画、数人共同の森林施業計画、特定森林施業計画、数人共同の特定森林施業計画、一般森林施業計画の変更認定	森林法	第12条第2項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			20日		経済部 農政課
331	火入れの許可	森林法	第21条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			7日		経済部 農政課
332	森林施業に関する測量又は実地調査のための他人の土地への立入又は立木竹伐採の許可	森林法	第49条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日以内		経済部 農政課
333	森林病害虫等の駆除・予防のための他人の土地への立入の許可	森林法	第49条第6項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			20日以内		経済部 農政課
334	設備整備計画の認定	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律	第7条第3項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			60日		経済部 農政課
335	設備整備計画の変更	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律	第8条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			60日		経済部 農政課
336	飼養の登録	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第19条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		経済部 農政課
337	登録票の交付	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第19条第3項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		経済部 農政課
338	登録票の有効期間の更新	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第19条第5項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		経済部 農政課
339	登録票の再交付	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第19条第6項(第21条第2項において準用する場合を含む。)	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		経済部 農政課
340	販売の許可	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第24条第1項及び第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			20日		経済部 農政課
341	販売許可証の交付(当該許可に係るものに限る。)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第24条第5項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			20日		経済部 農政課
342	販売許可証の再交付	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第24条第6項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			20日		経済部 農政課

◎経済部 卸売市場

343	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4第7項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7~30日		経済部 卸売市場
-----	-----------	-------	------------	----	-------------------------------------	--	--	-------	--	----------

◎土木部 土木課

344	所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法	第47条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			未設定	③その他	土木部 土木課
345	河川管理者以外の者の施行する工事等の承認	河川法	第100条において準用する第20条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		土木部 土木課

【法律・申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしているとの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
346	流水占用の許可	河川法	第100条において準用する第23条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		土木部 土木課
347	流水の占用の登録	河川法	第100条において準用する第23条の2	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		土木部 土木課
348	土地占用の許可	河川法	第100条において準用する第24条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		土木部 土木課
349	土石等の採取の許可	河川法	第100条において準用する第25条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		土木部 土木課
350	工作物の新築等の許可	河川法	第100条において準用する第26条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		土木部 土木課
351	土地の掘削等の許可	河川法	第100条において準用する第27条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		土木部 土木課
352	竹木の流送の許可等	河川法	第100条において準用する第28条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		土木部 土木課
353	河川管理上支障のある行為の許可等	河川法	第100条において準用する第29条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		土木部 土木課
354	許可工作物の完成検査	河川法	第100条において準用する第30条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		土木部 土木課
355	許可工作物の完成前の使用の承認	河川法	第100条において準用する第30条第2項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		土木部 土木課
356	権利譲渡の承認	河川法	第100条において準用する第34条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		土木部 土木課
357	損失補償前の流水の貯留又は取水の決定	河川法	第100条において準用する第43条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	土木部 土木課
358	ダム操作規程の承認	河川法	第100条において準用する第47条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	土木部 土木課
359	渇水時における水利使用の特例の承認	河川法	第100条において準用する第53条の2第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			審査基準を満たしている場合には直ちに承認(通知による)		土木部 土木課
360	河川保全区域内の行為の許可	河川法	第100条において準用する第55条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		土木部 土木課
361	河川予定地内の行為の許可	河川法	第100条において準用する第57条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		土木部 土木課
362	河川保全立体区域における行為の許可	河川法	第100条において準用する第58条の4第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		土木部 土木課
363	河川予定立体区域における行為の許可	河川法	第100条において準用する第58条の6第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		土木部 土木課
364	河川協力団体の指定	河川法	第100条において準用する第58条の8第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		土木部 土木課

◎土木部 道路管理課

365	指定納付受託者の指定	地方自治法	第231条の2の3第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		土木部 道路管理課
366	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4第7項	①有		①有		7~30日		土木部 道路管理課
367	道路管理者以外の者が行う工事の承認	道路法	第24条	①有		①有		10日		土木部 道路管理課
368	道路の占用の許可	道路法	第32条第1項	①有		①有		10日		土木部 道路管理課

## 【法律・申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしているとの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
369	道路の占用の変更の許可	道路法	第32条第3項	①有		①有		10日		土木部 道路管理課
370	入札占用計画の認定	道路法	第39条の5第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	③その他	土木部 道路管理課
371	入札占用計画の変更の認定	道路法	第39条の6第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	③その他	土木部 道路管理課
372	占用入札を行つた場合における道路の占用の許可	道路法	第39条の7第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	③その他	土木部 道路管理課
373	限度超過車両の通行許可	道路法	第47条の2第1項	①有		①有		10日		土木部 道路管理課
374	歩行者利便増進計画の認定	道路法	第48条の26第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 道路管理課
375	歩行者利便増進計画の変更の認定	道路法	第48条の27第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			15日		土木部 道路管理課
376	公募を行つた場合における道路の占用の許可	道路法	第48条の28第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 道路管理課
377	地位の承継の承認	道路法	第48条の29	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 道路管理課
378	車両の停留の許可	道路法	第48条の32第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 道路管理課
379	車両の停留の変更の許可	道路法	第48条の32第3項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 道路管理課
380	自動車専用道路との連結の許可推薦	道路法	第48条の5第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	③その他	土木部 道路管理課
381	自動車専用道路との連結の変更許可	道路法	第48条の5第3項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	③その他	土木部 道路管理課
382	道路協力団体の指定	道路法	第48条の60第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 道路管理課
383	区域決定後、権原取得前の形質変更等の許可	道路法	第91条第1項	①有		①有		10日		土木部 道路管理課
384	道路予定区域における占用許可、占用の変更許可(第32条第1項及び第3項の準用)	道路法	第91条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			10日		土木部 道路管理課
385	特殊車両の通行認定	車両制限令	第12条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			10日		土木部 道路管理課

## ◎土木部 建築住宅課

386	指定納付受託者の指定	地方自治法	第231条の2の3第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		土木部 建築住宅課
387	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4第7項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			7~30日		土木部 建築住宅課
388	低炭素建築物新築等計画の認定	都市の低炭素化の促進に関する法律	第54条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			未設定	②事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である場合	土木部 建築住宅課
389	低炭素建築物新築等計画の変更の認定	都市の低炭素化の促進に関する法律	第55条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			未設定	②事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である場合	土木部 建築住宅課
390	空家等管理活用支援法人の指定	空家等対策の推進に関する特別措置法	第23条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 建築住宅課
391	保存建築物の指定	建築基準法	第3条第1項第3号	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		土木部 建築住宅課

## 【法律・申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
392	国宝等に指定された建築物の再現に際しての適用除外の認定	建築基準法	第3条第1項第4号	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
393	建築確認	建築基準法	第6条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日(第6条第1項第4号の建築物)(法第6条第4項根拠) 25日(日付による)		土木部 建築住宅課
394	完了検査	建築基準法	第7条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			受理した日から7日以内(第7条第4項)		土木部 建築住宅課
395	中間検査	建築基準法	第7条の3第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			受理した日から4日以内(第7条の3第4項)		土木部 建築住宅課
396	仮使用の認定	建築基準法	第7条の6第1項第1号	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日(第7条の規定による申請が受理された日付による)		土木部 建築住宅課
397	仮使用の認定	建築基準法	第7条の6第1項第2号	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日(第7条の規定による申請が受理された日付による)		土木部 建築住宅課
398	事業執行予定道路の指定	建築基準法	第42条第1項第4号	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
399	道の位置の指定	建築基準法	第42条第1項第5号	①有		①有		30日		土木部 建築住宅課
400	建築物の敷地と道路との関係の特例認定	建築基準法	第43条第2項第1号	①有		①有		30日		土木部 建築住宅課
401	建築物の敷地と道路との関係の建築許可(その敷地の周囲に広い空地を有する建築物)	建築基準法	第43条第2項第2号	①有		①有		60日		土木部 建築住宅課
402	公衆便所等の道路内における建築許可	建築基準法	第44条第1項第2号	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
403	道路内における建築認定	建築基準法	第44条第1項第3号	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 建築住宅課
404	公用歩廊等の道路内における建築許可	建築基準法	第44条第1項第4号	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		土木部 建築住宅課
405	壁面線の指定	建築基準法	第46条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
406	壁面線を超える歩廊の柱等の建築の許可	建築基準法	第47条	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
407	用途地域の特例許可	建築基準法	第48条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			90日		土木部 建築住宅課
408	特殊建築物の位置の許可	建築基準法	第51条	①有		①有		70日		土木部 建築住宅課
409	建築物の容積率の算定に係る床面積の算入除外認定	建築基準法	第52条第6項第3号	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
410	計画道路がある場合の建築物の延べ面積の例外許可	建築基準法	第52条第10項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			60日		土木部 建築住宅課
411	壁面線の指定がある場合の建築物の延べ面積の例外許可	建築基準法	第52条第11項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
412	機械室等に関する容積率の例外許可	建築基準法	第52条第14項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
413	隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物の例外許可	建築基準法	第53条第4項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
414	前面道路の境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物の例外許可	建築基準法	第53条第5項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
415	建築物の建築面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る許可	建築基準法	第53条第6項第3号	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課

## 【法律・申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしているとの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
416	建築物の敷地面積の最低限度の例外許可	建築基準法	第53条の2第1項第3号	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
417	建築物の敷地面積の最低限度の例外許可	建築基準法	第53条の2第1項第4号	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
418	第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さ制限の例外認定	建築基準法	第55条第2項	①有		①有		30日		土木部 建築住宅課
419	第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さ制限の例外許可	建築基準法	第55条第3項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
420	第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さ制限の例外許可	建築基準法	第55条第4項第1号	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
421	第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さ制限の例外許可	建築基準法	第55条第4項第2号	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
422	日影規制の例外許可	建築基準法	第56条の2第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
423	高架の工作物内の建築物の高さ制限の例外認定	建築基準法	第57条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
424	特例容積率適用地区内における建築物の特例容積率の限度の指定	建築基準法	第57条の2第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
425	特例容積率適用地区内における建築物の特例容積率の限度の指定の取消申請	建築基準法	第57条の3第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
426	特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度の例外許可	建築基準法	第57条の4第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
427	高層住居誘導地区内の敷地規模規制の例外許可(第53条の2第1項第3号の準用)	建築基準法	第57条の5第3項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
428	高層住居誘導地区内の敷地規模規制の例外許可(第53条の2第1項第4号の準用)	建築基準法	第57条の5第3項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
429	高度地区内における建築物の高さ制限の例外許可	建築基準法	第58条第2項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
430	高度利用地区における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の特例許可	建築基準法	第59条第1項第3号	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
431	高度利用地区内における壁面位置の制限の例外許可	建築基準法	第59条第2項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
432	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可	建築基準法	第59条第4項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
433	敷地内に広い空地を有する建築物の敷地面積に対する割合又は各部分の高さの許可	建築基準法	第59条の2第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
434	都市再生特別地区における建築物の容積率、建蔽率、面積及び高さについて都市計画内容との適合の例外許可	建築基準法	第60条の2第1項第3号	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
435	都市再生特別地区における計画道路がある場合の建築物の延べ面積の例外許可(第52条第10項の準用)	建築基準法	第60条の2第4項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
436	都市再生特別地区における壁面線の指定がある場合の建築物の延べ面積の例外許可(第52条第11項の準用)	建築基準法	第60条の2第4項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
437	都市再生特別地区における機械室等に関する建築物の延べ面積の例外許可(第52条第14項の準用)	建築基準法	第60条の2第4項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
438	都市再生特別地区における日影規制の例外許可(第56条の2の準用)	建築基準法	第60条の2第6項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課

## 【法律・申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしているとの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
439	居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率の制限の例外許可	建築基準法	第60条の2の2第1項第2号	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
440	居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さ制限の例外許可	建築基準法	第60条の2の2第3項ただし書	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
441	特定用途誘導地区内における建築物の容積率等の制限の例外許可	建築基準法	第60条の3第1項第3号	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
442	特定用途誘導地区内における建築物の高さ制限の例外許可	建築基準法	第60条の3第2項ただし書	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
443	特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積の最低限度の例外許可	建築基準法	第67条第3項第2号	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
444	特定防災街区整備地区における建築物の壁面の位置制限の例外許可	建築基準法	第67条第5項第2号	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
445	特定防災街区整備地区における防災都市計画施設に接する建築物の間口率及び高さの最低限度の例外許可	建築基準法	第67条第9項第2号	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
446	景観地区における建築物の高さ制限の例外許可	建築基準法	第68条第1項第2号	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
447	景観地区における建築物の壁面の位置制限の例外許可	建築基準法	第68条第2項第2号	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
448	景観地区における建築物の敷地面積の例外許可	建築基準法	第68条第3項第2号	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
449	景観地区における建築物の斜線制限の例外認定	建築基準法	第68条第5項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
450	再開発等促進区等区域内の容積率の例外認定	建築基準法	第68条の3第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
451	再開発等促進区等区域内の建蔽率の例外認定	建築基準法	第68条の3第2項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
452	再開発等促進区等区域内の高さ制限の例外認定	建築基準法	第68条の3第3項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
453	再開発等促進区等区域内の斜線制限の例外認定	建築基準法	第68条の3第4項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
454	再開発等促進区等区域内の建築制限の例外認定	建築基準法	第68条の3第7項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
455	再開発整備促進区内の用途制限の例外認定	建築基準法	第68条の3第7項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
456	地区計画等の区域内における建築物の容積率の例外認定	建築基準法	第68条の4	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
457	区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の特例認定	建築基準法	第68条の5の2	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
458	地区計画等の区域内における建築物の建蔽率の例外認定	建築基準法	第68条の5の6	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
459	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の例外許可	建築基準法	第68条の5の3第2項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
460	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における建築物の容積率の例外認定	建築基準法	第68条の5の5第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 建築住宅課

## 【法律・申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしているとの有無	審査基準を公にしない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
461	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における建築物の斜線制限の例外認定	建築基準法	第68条の5の5第2項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
462	予定道路に係る公衆便所等の道路内における建築許可(第44条第1項第2号の準用)	建築基準法	第68条の7第4項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
463	予定道路に係る道路内における建築認定(第44条第1項第3号の準用)	建築基準法	第68条の7第4項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
464	予定道路に係る公共用歩廊等の道路内における建築許可(第44条第1項第4号の準用)	建築基準法	第68条の7第4項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			90日		土木部 建築住宅課
465	予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可	建築基準法	第68条の7第5項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
466	建築協定の認可	建築基準法	第70条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			120日		土木部 建築住宅課
467	建築協定の変更の認可	建築基準法	第74条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			120日		土木部 建築住宅課
468	建築協定の廃止の認可	建築基準法	第76条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			60日		土木部 建築住宅課
469	一人で定める建築協定の認可	建築基準法	第76条の3第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			120日		土木部 建築住宅課
470	一人で定める建築協定の変更の認可(第74条第1項の準用)	建築基準法	第76条の3第6項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			120日		土木部 建築住宅課
471	一人で定める建築協定の廃止の認可(第76条第1項の準用)	建築基準法	第76条の3第6項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			60日		土木部 建築住宅課
472	応急仮設建築物の存続の許可	建築基準法	第85条第4項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		土木部 建築住宅課
473	応急仮設建築物の存続の延長許可	建築基準法	第85条第5項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
474	仮設建築物の建築許可	建築基準法	第85条第6項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			21日		土木部 建築住宅課
475	仮設興行場等の建築の許可	建築基準法	第85条第7項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
476	総合的設計による一団地の建築物の特例認定	建築基準法	第86条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
477	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定	建築基準法	第86条第2項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
478	敷地又は敷地以外の土地で二以上のものの一団地の建築物の特例許可	建築基準法	第86条第3項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
479	一定の規模以上の一団の土地の建築物の特例許可	建築基準法	第86条第4項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
480	公告認定対象区域内における建築物の位置及び構造の認定	建築基準法	第86条の2第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
481	公告認定対象区域内における一定規模の建築物の建築等の許可	建築基準法	第86条の2第2項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
482	公告許可対象区域内の建築物の建築等の許可	建築基準法	第86条の2第3項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
483	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの承認	建築基準法	第86条の5第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課

## 【法律・申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしているとの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
484	総合的設計による一団地の住宅施設についての制限の適用除外の認定	建築基準法	第86条の6第2項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	土木部 建築住宅課
485	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の認定	建築基準法	第86条の8第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
486	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の変更認定	建築基準法	第86条の8第3項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
487	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定	建築基準法	第87条の2第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
488	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の変更認定(第86条の8第3項の準用)	建築基準法	第87条の2第2項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
489	建築物の災害救助用建築物又は公益的建築物としての継続使用許可	建築基準法	第87条の3第3項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
490	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可	建築基準法	第87条の3第6項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
491	建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可	建築基準法	第87条の3第7項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
492	用途変更における用途規制の例外許可(第48条の準用)	建築基準法	第87条第2項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			90日		土木部 建築住宅課
493	既存不適格建築物に係る用途変更における用途規制の例外許可	建築基準法	第87条第3項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
494	建築設備の確認(第6条第1項の準用)	建築基準法	第87条の4	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		土木部 建築住宅課
495	建築設備の完了検査(第7条第1項の準用)	建築基準法	第87条の4	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		土木部 建築住宅課
496	建築設備の中間検査(第7条の3第1項の準用)	建築基準法	第87条の4	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			4日		土木部 建築住宅課
497	建築設備の仮使用の認定(第7条の6第1項第1号の準用)	建築基準法	第87条の4	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日(法7条の規定による申請が受理され、受理した日から7日以内(第7条第4項の読み替え規定))		土木部 建築住宅課
498	工作物の確認(第6条の準用)	建築基準法	第88条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			受理した日から7日以内(第7条第4項の読み替え規定)		土木部 建築住宅課
499	工作物の完了検査(第7条第1項の準用)	建築基準法	第88条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			受理した日から7日以内(法7条第4項)		土木部 建築住宅課
500	工作物の中間検査(第7条の3第2項の準用)	建築基準法	第88条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			受理した日から4日以内(法第7条の3第4項)		土木部 建築住宅課
501	昇降機等の仮使用の認定(第7条の6第1項第1号の準用)	建築基準法	第88条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		土木部 建築住宅課
502	用途変更の特殊建築物の位置の許可(第51条の準用)	建築基準法	第87条第2項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			70日		土木部 建築住宅課
503	防火壁の設置を要しない建築物の認定	建築基準法施行令	第115条の2第1項第4号	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 建築住宅課
504	計画道路又は予定道路の前面道路認定	建築基準法施行令	第131条の2第23項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 建築住宅課
505	壁面の位置の制限がある場合の前面道路境界線等の認定	建築基準法施行令	第131条の2第3項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 建築住宅課

## 【法律・申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしているとの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
506	既存不適格建築物の大規模の修繕を行う場合の敷地と道路との関係の特例認定	建築基準法施行令	第137条の12第6項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
507	既存不適格建築物の大規模の修繕を行う場合の道路内における建築認定	建築基準法施行令	第137条の12第7項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
508	移転の例外認定	建築基準法施行令	第137条の16第2号	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 建築住宅課
509	建築物の耐震改修の計画の認定	建築物の耐震改修の促進に関する法律	第17条第3項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
510	認定を受けた計画の変更の認定	建築物の耐震改修の促進に関する法律	第18条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			60日		土木部 建築住宅課
511	建築物の地震に対する安全性に係る認定	建築物の耐震改修の促進に関する法律	第22条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			未設定	②事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である場合	土木部 建築住宅課
512	区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定	建築物の耐震改修の促進に関する法律	第25条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			未設定	②事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である場合	土木部 建築住宅課
513	特定入居者の賃貸の承認	建築物の耐震改修の促進に関する法律	第28条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
514	供給計画の認定	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	第2条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	土木部 建築住宅課
515	供給計画の変更の認定	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	第5条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	土木部 建築住宅課
516	特定優良賃貸住宅に係る地位の承継の承認	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	第9条	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	土木部 建築住宅課
517	住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可	住宅地区改良法	第9条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	土木部 建築住宅課
518	管理計画の認定	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	第5条の3第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
519	管理計画の認定の更新	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	第5条の6第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
520	管理計画の変更の認定	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	第5条の7第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
521	指定認定事務支援法人の指定	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令	第1条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
522	組合設立の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第9条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	土木部 建築住宅課
523	定款又は事業計画の変更認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第34条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	土木部 建築住宅課
524	組合解散の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第38条第4項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	土木部 建築住宅課
525	決算報告の承認	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第42条	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	土木部 建築住宅課
526	マンション建替事業施行の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第45条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	土木部 建築住宅課
527	規準又は規約及び事業計画の変更認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第50条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	土木部 建築住宅課
528	施行者の変動による規約の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第51条第3項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	土木部 建築住宅課
529	マンション建替事業の廃止及び終了の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第54条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	土木部 建築住宅課

## 【法律・申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
530	権利変換計画の認可及び変更認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第57条第1項(第66条において準用する場合を含む。)	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	土木部 建築住宅課
531	施行者による管理規約の設定の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第94条第1項及び第3項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	土木部 建築住宅課
532	除却の必要性に係る認定	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第102条第2項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
533	容積率の特例の許可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第105条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
534	買受計画の認定	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第109条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
535	買受計画の変更認定	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第111条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
536	組合設立の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第120条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
537	定款又は資金計画の変更認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第134条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
538	組合解散の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第137条第4項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
539	分配金取得計画の認可及び変更認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第141条第1項(第145条において準用する場合を含む。)	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
540	組合設立の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第168条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
541	定款又は事業計画の変更認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第183条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
542	組合解散の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第186条第4項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 建築住宅課
543	敷地権利変換計画の認可及び変更認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第190条第1項(第197条において準用する場合を含む。)	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 建築住宅課
544	特定優良賃貸住宅の入居者資格の特例承認	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法	第13条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	土木部 建築住宅課
545	長期優良住宅建築等計画等の認定	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第6条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			未設定	②事業関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である場合	土木部 建築住宅課
546	認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更の認定	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第8条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			未設定	②事業関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である場合	土木部 建築住宅課
547	譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第9条第1項及び第3項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		土木部 建築住宅課
548	地位の承継の承認	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第10条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		土木部 建築住宅課
549	容積率の特例許可	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第18条	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
550	容積率の特例許可	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第18条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			60日		土木部 建築住宅課
551	建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	第11条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		土木部 建築住宅課
552	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の適合性判定	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	第11条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		土木部 建築住宅課
553	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	第29条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			未設定	②事業関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である場合	土木部 建築住宅課

【法律・申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
554	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	第31条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			未設定	②事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である場合	土木部 建築住宅課
555	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第17条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			60日		土木部 建築住宅課
556	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更認定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第18条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			60日		土木部 建築住宅課
557	協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第22条の2第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 建築住宅課
558	協定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更認定(第18条の準用)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第22条の2第5項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 建築住宅課
559	優良住宅の認定	租税特別措置法	第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号二、第62条の3第4項第15号二及び第63条第3項第6号	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			15日		土木部 建築住宅課

◎土木部 下水道課

560	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4第7項	①有		①有		1~30日		土木部 下水道課
561	指定公金事務取扱者の指定	地方自治法	第243条の2第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		土木部 下水道課
562	公共下水道等の排水施設からの下水の取水等及び変更の許可	都市の低炭素化の促進に関する法律	第47条第1項及び第3項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		土木部 下水道課
563	排水設備設置義務の免除に係る許可	下水道法	第10条第1項ただし書	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			15日		土木部 下水道課
564	公共下水道管理者以外の者の工事・維持の承認	下水道法	第16条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		土木部 下水道課
565	公共下水道の排水施設への物件設置の許可	下水道法	第24条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		土木部 下水道課
566	雨水貯留浸透施設整備計画の認定	下水道法	第25条の10第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 下水道課
567	雨水貯留浸透施設整備計画の変更の認定	下水道法	第25条の13第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 下水道課
568	地位の承継の承認	下水道法	第25条の19	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		土木部 下水道課

◎都市部 都市計画課

569	指定納付受託者の指定	地方自治法	第231条の2の3第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		都市部 都市計画課
570	障害物の伐除及び土地の試掘等の許可	都市計画法	第26条第1項及び第3項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 都市計画課
571	建築物等の建築等の許可	都市計画法	第43条第1項	①有		①有		法第34条第14号の開発審査案件 60日 その他の案件 30日		都市部 都市計画課
572	田園住居地域内の農地の区域内の土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設又は土石その他の政令で定める物件の堆積を行う許可	都市計画法	第52条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 都市計画課

## 【法律・申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
573	市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内の土地の形質の変更又は建築物の建築その他工作物の建設の許可	都市計画法	第52条の2第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 都市計画課
574	都市計画施設等の区域内における建築の許可	都市計画法	第53条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			15日		都市部 都市計画課
575	施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における土地の形質の変更又は建築物の建築その他工作物の建設の許可(第52条の2第1項の準用)	都市計画法	第57条の3第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 都市計画課
576	都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可	都市計画法	第65条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 都市計画課
577	都市計画協力団体の指定	都市計画法	第75条の5第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 都市計画課
578	風致地区内における行為の許可	風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令	第3条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 都市計画課
579	防災街区整備事業施行地区内の建築行為等の許可	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第197条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 都市計画課
580	都市再生歩行者経路協定の認可(法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定、第45条の21第3項において準用する非常用電気等供給施設協定、第73条第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定及び第109条の4第3項において準用する立地誘導促進施設協定を含む。)	都市再生特別措置法	第45条の2第4項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 都市計画課
581	都市再生歩行者経路協定の変更認可(法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定、第45条の21第3項において準用する非常用電気等供給施設協定、第73条第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定及び第109条の4第3項において準用する立地誘導促進施設協定を含む。)	都市再生特別措置法	第45条の5第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 都市計画課
582	都市再生歩行者経路協定の廃止の認可(法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定、第45条の21第3項において準用する非常用電気等供給施設協定、第73条第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定及び第109条の4第3項において準用する立地誘導促進施設協定を含む。)	都市再生特別措置法	第45条の9第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 都市計画課
583	一の所有者による都市再生歩行者経路協定の認可(法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定、第45条の21第3項において準用する非常用電気等供給施設協定、第73条第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定及び第109条の4第3項において準用する立地誘導促進施設協定を含む。)	都市再生特別措置法	第45条の11第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 都市計画課
584	都市利便増進協定の認定	都市再生特別措置法	第74条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 都市計画課
585	都市利便増進協定の変更認定	都市再生特別措置法	第76条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 都市計画課

## 【法律・申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
586	低未利用土地利用促進協定の認可	都市再生特別措置法	第80条の3第4項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 都市計画課
587	低未利用土地利用促進協定の変更認可	都市再生特別措置法	第80条の5	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 都市計画課
588	宅地造成等工事規制区域の指定等に係る基礎調査のための土地の試掘等の許可(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項の適用)	都市再生特別措置法	第87条の2第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		都市部 都市計画課
589	宅地造成等に関する工事の許可(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の適用)	都市再生特別措置法	第87条の2第1項	①有		①有		1.0ha以上 60日 その他の案件 30日		都市部 都市計画課
590	工事計画の変更の許可(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の適用)	都市再生特別措置法	第87条の2第1項	①有		①有		30日		都市部 都市計画課
591	宅地造成又は特定盛土等に関する工事完了の検査及び検査済証の交付(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第17条の適用)	都市再生特別措置法	第87条の2第1項	①有		①有		15日		都市部 都市計画課
592	土石の堆積に関する工事完了の確認及び確認済証の交付(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第17条第4項の適用)	都市再生特別措置法	第87条の2第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		都市部 都市計画課
593	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第18条の適用)	都市再生特別措置法	第87条の2第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		都市部 都市計画課
594	開発行為の許可(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第29条第1項の適用)	都市再生特別措置法	第93条第1項	①有		①有		30日		都市部 都市計画課
595	開発行為の変更許可(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第35条の2第1項の適用)	都市再生特別措置法	第93条第1項	①有		①有		30日		都市部 都市計画課
596	工事完了の検査(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第36条第2項の適用)	都市再生特別措置法	第93条第1項	①有		①有		30日		都市部 都市計画課
597	開発許可を受けた開発区域内の土地における公告前の建築物の建築等の特例承認(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第37条ただし書の適用)	都市再生特別措置法	第93条第1項	①有		①有		30日		都市部 都市計画課
598	建築物の建蔽率等の指定の特例許可(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第41条第2項ただし書の適用)	都市再生特別措置法	第93条第1項	①有		①有		30日		都市部 都市計画課
599	開発許可を受けた土地における建築等の特例許可(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第42条第1項ただし書の適用)	都市再生特別措置法	第93条第1項	①有		①有		30日		都市部 都市計画課
600	開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第43条第1項の適用)	都市再生特別措置法	第93条第1項	①有		①有		30日		都市部 都市計画課

## 【法律・申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしているとの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
601	開発許可に基づく地位の承継の承認(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第45条の適用)	都市再生特別措置法	第93条第1項	①有		①有		30日		都市部 都市計画課
602	跡地等管理等協定の締結の認可及び変更認可	都市再生特別措置法	第111条第4項(第113条において準用する場合を含)	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 都市計画課
603	都市再生推進法人の指定	都市再生特別措置法	第118条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 都市計画課
604	造成工場敷地の譲受人の選考の決定	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	第23条	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 都市計画課
605	製造工場等の工事概要等に関する計画の承認	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	第24条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 都市計画課
606	造成工場敷地に係る権利の設定・移転の承認	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	第25条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 都市計画課
607	流通業務地区内の規制施設の建設等の許可	流通業務市街地の整備に関する法律	第5条第1項ただし書	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 都市計画課
608	中心市街地共同住宅供給事業の計画の認定	中心市街地の活性化に関する法律	第22条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 都市計画課
609	認定計画の変更認定	中心市街地の活性化に関する法律	第25条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 都市計画課
610	地位の承継の承認	中心市街地の活性化に関する法律	第27条	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 都市計画課
611	沿道整備推進機構の指定	幹線道路の沿道の整備に関する法律	第13条の2第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 都市計画課
612	集約都市開発事業計画の認定	都市の低炭素化の促進に関する法律	第9条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 都市計画課
613	集約都市開発事業計画の変更の認定	都市の低炭素化の促進に関する法律	第11条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 都市計画課
614	地位の承継の承認	都市の低炭素化の促進に関する法律	第13条	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 都市計画課
615	被災市街地復興推進地域内の土地の形質の変更又は建築物の新築等の許可	被災市街地復興特別措置法	第7条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 都市計画課
616	基礎調査のための障害物の伐除の許可	宅地造成及び特定盛土等規制法	第6条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		都市部 都市計画課
617	中間検査及び中間検査合格証の交付	宅地造成及び特定盛土等規制法	第18条第1項及び第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			15日		都市部 都市計画課
618	測量標識移転の承諾	新住宅市街地開発法	第34条の2第2項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 都市計画課
619	現施行中事業地内での事業実施の同意	新住宅市街地開発法	第36条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 都市計画課
620	住宅街区整備促進区域内における建築行為等の許可	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第26条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 都市計画課
621	障害物の伐除及び土地の試掘等の許可	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第64条第1項及び第3項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 都市計画課
622	農地利用規約の認定	農住組合法	第13条第3項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 都市計画課
623	開発行為の許可	都市計画法	第29条第1項及び第2項	①有		①有			法第34条第1項の開発審査会案件又は1.0ha以上60日までの申請	都市部 都市計画課
624	開発行為の変更の許可	都市計画法	第35条の2第1項	①有		①有		30日		都市部 都市計画課

【法律・申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしているとの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
625	工事の検査及び検査済証の交付	都市計画法	第36条第2項	①有		①有		15日		都市部 都市計画課
626	建築制限等の解除の承認	都市計画法	第37条第1号	①有		①有		15日		都市部 都市計画課
627	建築物の建築の許可	都市計画法	第41条第2項ただし書	①有		①有		30日		都市部 都市計画課
628	建築物等の建築等の許可	都市計画法	第42条第1項ただし書	①有		①有		30日		都市部 都市計画課
629	地位の承継の承認	都市計画法	第45条	①有		①有		20日		都市部 都市計画課
630	開発登録簿の写しの交付	都市計画法	第47条第5項	①有		①有		1日		都市部 都市計画課
631	証明書等の交付(第29条第1項及び第2項の規定による開発の許可、第35条の2第1項の規定による開発行為の変更の許可、第41条第2項ただし書(第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の建築の許可並びに第42条第1項ただし書及び第43条第1項の規定による建築物等の建築等の許可に係るものに限る。)	都市計画法施行規則	第60条	①有		①有		15日		都市部 都市計画課
632	工事の許可	宅地造成等規制法(旧法)	第8条第1項	①有		①有		1.0ha以上 60日 その他の案件 30日		都市部 都市計画課
633	工事の計画の変更の許可	宅地造成等規制法(旧法)	第12条第1項	①有		①有		30日		都市部 都市計画課
634	工事完了の検査及び検査済証の交付	宅地造成等規制法(旧法)	第13条第1項及び第2項	①有		①有		15日		都市部 都市計画課
635	書面の交付	宅地造成等規制法施行規則	第30条	①有		①有		10日		都市部 都市計画課
636	優良宅地の認定	租税特別措置法	第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		都市部 都市計画課

◎都市部 市街地整備課

637	指定納付受託者の指定	地方自治法	第231条の2の3第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		都市部 市街地整備課
638	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4第7項	①有		①有		1~30日		都市部 市街地整備課
639	市街地再開発促進区域内における建築の許可	都市再開発法	第7条の4第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		都市部 市街地整備課
640	測量及び調査のための土地の立入りの許可	都市再開発法	第60条第1項ただし書	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			20日		都市部 市街地整備課
641	障害物の伐除及び土地の試掘等の許可	都市再開発法	第61条第1項及び第3項	①有		①有		50日		都市部 市街地整備課
642	建築行為等の許可	都市再開発法	第66条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		都市部 市街地整備課
643	土地の形質の変更等の承認	都市再開発法	第66条第7項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			50日		都市部 市街地整備課
644	施行地区内の権利の処分の承認	都市再開発法	第70条第2項	①有		①有		20日		都市部 市街地整備課
645	建築計画変更の承認	都市再開発法	第99条の7	①有		①有		30日		都市部 市街地整備課

## 【法律・申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしているとの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
646	債務の弁済に関する計画の承認	都市再開発法	第117条第3項	①有		①有		20日		都市部 市街地整備課
647	施行地区内の土地等の処分の承認	都市再開発法	第118条の3第1項	①有		①有		15日		都市部 市街地整備課
648	譲受け希望の申出等の撤回の同意	都市再開発法	第118条の5第1項	①有		①有		20日		都市部 市街地整備課
649	宅地の所有者及び借地権者の同意申請	土地区画整理法	第19条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			33日		都市部 市街地整備課
650	宅地の所有者及び借地権者の同意申請	土地区画整理法	第51条の7第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			33日		都市部 市街地整備課
651	測量又は調査のための土地の立入り等の認可	土地区画整理法	第72条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			3日		都市部 市街地整備課
652	障害物の伐除の認可	土地区画整理法	第72条第6項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			6日		都市部 市街地整備課
653	公告後における建築行為等の許可	土地区画整理法	第76条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			5日		都市部 市街地整備課
654	建築物等の移転又は除去の認可	土地区画整理法	第77条第8項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			5日		都市部 市街地整備課
655	移転、除去の際の建築物等の使用許可	土地区画整理法	第77条第9項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			5日		都市部 市街地整備課
656	換地を住宅先行建設区内に定められるべき宅地の指定等	土地区画整理法	第85条の2第5項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			遅滞なく		都市部 市街地整備課
657	換地が市街地再開発事業区内に定められるべき宅地の指定等	土地区画整理法	第85条の3第4項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			遅滞なく		都市部 市街地整備課
658	換地又は共有持分を与える土地を高度利用推進区内に定められるべき宅地の指定等	土地区画整理法	第85条の4第5項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			遅滞なく		都市部 市街地整備課
659	防災街区整備事業施行地区内の建築行為等の許可	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第197条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 市街地整備課
660	拠点整備促進区域内における建築行為等の許可	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	第21条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		都市部 市街地整備課
661	土地区画整理促進区域内における建築行為等の許可	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第7条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			5日		都市部 市街地整備課
662	公告前の施行地区内における建築行為等の許可	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第67条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		都市部 市街地整備課
663	再開発事業計画の認定(県が施行する市街地再開発事業に係るものを除く。)	都市再開発法	第129条の2第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		都市部 市街地整備課
664	認定再開発事業計画の変更の認定(県が施行する市街地再開発事業に係るものと除く。)	都市再開発法	第129条の5第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		都市部 市街地整備課
665	地位の承継の承認(県が施行する市街地再開発事業に係るものと除く。)	都市再開発法	第129条の7	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		都市部 市街地整備課
666	施行の認可(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものと除く。)で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに係るものに限る。)	土地区画整理法	第4条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			60日		都市部 市街地整備課

## 【法律・申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしているとの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
667	規準又は規約及び事業計画の変更の認可(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理事会社が施行するものに係るものに限る。)	土地区画整理法	第10条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			40日		都市部 市街地整備課
668	施行者に変動を生じた場合の規約の認可(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理事会社が施行するものに係るものに限る。)	土地区画整理法	第11条第4項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			40日		都市部 市街地整備課
669	土地区画整理事業の廃止及び終了の認可(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理事会社が施行するものに係るものに限る。)	土地区画整理法	第13条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			60日		都市部 市街地整備課
670	組合設立の認可(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理事会社が施行するものに係るものに限る。)	土地区画整理法	第14条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		都市部 市街地整備課
671	事業計画の決定に先立つ組合設立の認可(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理事会社が施行するものに係るものに限る。)	土地区画整理法	第14条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			60日		都市部 市街地整備課
672	事業計画の認可(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理事会社が施行するものに係るものに限る。)	土地区画整理法	第14条第3項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		都市部 市街地整備課
673	定款及び事業計画又は事業基本方針の変更の認可(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理事会社が施行するものに係るものに限る。)	土地区画整理法	第39条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			70日		都市部 市街地整備課
674	組合の解散の認可(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理事会社が施行するものに係るものに限る。)	土地区画整理法	第45条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			60日		都市部 市街地整備課

## 【法律・申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしているとの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
675	決算報告の承認(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに係るものに限る。)	土地区画整理法	第49条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			20日		都市部 市街地整備課
676	施行の認可(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに係るものに限る。)	土地区画整理法	第51条の2第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		都市部 市街地整備課
677	規準又は事業計画の変更の認可(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに係るものに限る。)	土地区画整理法	第51条の10第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			70日		都市部 市街地整備課
678	区画整理会社の合併若しくは分割又は事業の譲渡及び譲受けの認可(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに限る。)	土地区画整理法	第51条の11第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			70日		都市部 市街地整備課
679	土地区画整理事業の廃止又は終了の認可(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに係るものに限る。)	土地区画整理法	第51条の13第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			60日		都市部 市街地整備課
680	建築行為等の許可(独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。)	土地区画整理法	第76条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			5日		都市部 市街地整備課
681	換地計画の認可(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに係るものに限る。)	土地区画整理法	第86条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			50日		都市部 市街地整備課
682	換地計画の変更の認可(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに係るものに限る。)	土地区画整理法	第97条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			40日		都市部 市街地整備課
683	土地区画整理促進区域内における建築行為等の許可	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第7条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			5日		都市部 市街地整備課

## 【法律・申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしているとの有無	審査基準を公にしない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
◎都市部 公園緑地課										
684	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4第7項	①有		①有		7~30日		都市部 公園緑地課
685	特別緑地保全地区における行為の許可	都市緑地法	第14条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	③その他	都市部 公園緑地課
686	管理協定の締結の認可	都市緑地法	第24条第5項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 公園緑地課
687	推進法人の指定	都市緑地法	第81条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		都市部 公園緑地課
688	生産緑地地区内の行為の制限に対する許可	生産緑地法	第8条第1項	①有		①有		10日		都市部 公園緑地課
689	公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可・変更の許可	都市公園法	第5条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			設置・管理・変更許可10日以内		都市部 公園緑地課
690	設置等予定者の選定	都市公園法	第5条の4第3項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 公園緑地課
691	公募設置等計画の認定	都市公園法	第5条の5第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 公園緑地課
692	公募設置等計画の変更の認定	都市公園法	第5条の6第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 公園緑地課
693	地位の承継の承認	都市公園法	第5条の8	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 公園緑地課
694	都市公園の占用許可	都市公園法	第6条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			10日		都市部 公園緑地課
695	都市公園の占用許可の変更	都市公園法	第6条第3項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			10日		都市部 公園緑地課
696	公園予定地における公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可・変更の許可(第5条の準用)	都市公園法	第33条第4項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			設置管理・変更許可10日以内		都市部 公園緑地課
697	公園予定地の占用許可・変更の許可(第6条の準用)	都市公園法	第33条第4項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			占用・変更許可10日以内		都市部 公園緑地課
698	景観重要建造物の現状変更の許可	景観法	第22条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 公園緑地課
699	景観重要樹木の現状変更の許可	景観法	第31条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 公園緑地課
700	管理協定の締結の認可	景観法	第36条第3項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 公園緑地課
701	管理協定の変更の認可(第36条第3項の準用)	景観法	第40条	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 公園緑地課
702	景観地区内の建築物計画の認定	景観法	第63条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 公園緑地課
703	仮設建築物又は仮設工作物に対する制限の緩和存続の許可	景観法	第77条第3項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 公園緑地課
704	景観協定の締結の認可	景観法	第81条第4項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		都市部 公園緑地課
705	景観協定の変更の認可	景観法	第84条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		都市部 公園緑地課
706	景観協定の廃止の認可	景観法	第88条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		都市部 公園緑地課

【法律・申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしているとの有無	審査基準を公にしない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
707	一の所有者による景観協定の認可	景観法	第90条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		都市部 公園緑地課
708	景観整備機構の指定	景観法	第92条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		都市部 公園緑地課
709	歴史的風致維持向上支援法人の指定	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	第34条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		都市部 公園緑地課
710	樹木等管理協定の締結の認可	都市の低炭素化の促進に関する法律	第38条第4項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			未設定	①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合	都市部 公園緑地課
<b>◎水道部 業務課</b>										
711	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4第7項	①有		①有		7~30日		水道部 業務課
712	指定公金事務取扱者の指定	地方自治法	第243条の2第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		水道部 業務課
<b>◎監査委員事務局</b>										
713	事務の監査の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)	地方自治法施行令	第99条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			10日間		監査委員事務局
<b>◎農業委員会事務局</b>										
714	特定法人に対する農地等の権利移動の許可	構造改革特別区域法	第24条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		農業委員会事務局
715	農地等の権利移動の許可	農地法	第3条第1項	①有		①有		4週間		農業委員会事務局
716	特定農地貸付けに関する承認	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律	第3条第3項	①有		①有		20~40日程度		農業委員会事務局
717	特定農地貸付けの変更の承認(第3条第3項の準用)	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令	第4条第1項	①有		①有		20~40日程度		農業委員会事務局
718	農用地に係る土地改良事業の参加資格の承認	土地改良法	第3条第1項第2号	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		農業委員会事務局
719	農用地に係る土地改良事業の参加資格交替の承認	土地改良法	第3条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		農業委員会事務局
720	農用地の一時貸付に係る事業参加資格の認定	土地改良法	第3条第3項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			20~40日程度		農業委員会事務局
721	農地中間管理機構の借受農用地に係る事業参加資格の認定	土地改良法	第3条第4項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			20~40日程度		農業委員会事務局
<b>◎選挙管理委員会事務局</b>										
722	議会の解散の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)	地方自治法施行令	第100条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7~14日		選挙管理委員会事務局
723	施設の使用に要する費用の承認	地方自治法施行令	第107条第3項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7~10日		選挙管理委員会事務局
724	議会の議員の解職の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)	地方自治法施行令	第110条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7~14日		選挙管理委員会事務局
725	施設の使用に要する費用の承認(第107条第3項の準用)	地方自治法施行令	第113条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7~10日		選挙管理委員会事務局
726	長の解職の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)	地方自治法施行令	第116条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7~14日		選挙管理委員会事務局
727	施設の使用に要する費用の承認(第107条第3項の準用)	地方自治法施行令	第116条の2	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7~10日		選挙管理委員会事務局

## 【法律・申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしているとの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
728	施設の使用に要する費用の承認(第116条の2・第107条第3項の準用)	地方自治法施行令	第120条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7~10日		選挙管理委員会事務局
729	投票実施請求代表者証明書の交付	市町村の合併の特例に関する法律施行令	第13条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7~14日		選挙管理委員会事務局
◎教育部 教育総務課										
730	指定納付受託者の指定	地方自治法	第231条の2の3第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		教育部 教育総務課
731	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4第7項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7~30日		教育部 教育総務課
◎教育部 学校施設課										
732	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4第7項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7~30日		教育部 学校施設課
◎教育部 学務課										
733	小学校、中学校等への就学義務の猶予又は免除	学校教育法	第18条	①有		①有		7日		教育部 学務課
734	小学校、中学校又は義務教育学校の変更	学校教育法施行令	第8条	①有		①有		3日		教育部 学務課
735	区域外就学等	学校教育法施行令	第9条	①有		①有		14日		教育部 学務課
◎教育部 教育指導課										
736	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4第7項	①有		①有		7~30日		教育部 教育指導課
◎教育部 学校給食センター										
737	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4第7項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7~30日		教育部 学校給食センター
738	指定公金事務取扱者の指定	地方自治法	第243条の2第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			90日		教育部 学校給食センター
◎教育部 生涯学習課										
739	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4第7項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7~30日		教育部 生涯学習課
740	史跡名勝天然記念物に関する現状変更等の許可	文化財保護法	第125条第1項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			30日		教育部 生涯学習課
741	文化財保存活用支援団体の指定	文化財保護法	第192条の2第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		教育部 生涯学習課
◎教育部 公民館										
742	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4第7項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7~30日		教育部 公民館
◎消防本部 消防総務課										
743	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4第7項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7~30日		消防本部 消防総務課
◎消防本部 予防課										
744	防火対象物の定期点検報告制度の特例認定	消防法	第8条の2の3第1項(第36条第1項において準用する場合)	①有		②無	①火の工事、身体及び財産の保護に支障があると認められた場合	30日		消防本部 予防課

## 【法律・申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしているとの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
745	危険物の仮貯蔵及び仮取扱の承認	消防法	第10条第1項ただし書	①有		①有		5日		消防本部 予防課
746	危険物施設設置・変更の許可	消防法	第11条第1項	①有		①有		設置許可21日 変更許可14日		消防本部 予防課
747	危険物施設の完成検査	消防法	第11条第5項前段	①有		①有		5日		消防本部 予防課
748	仮使用の承認	消防法	第11条第5項後段	①有		①有		14日		消防本部 予防課
749	危険物施設の完成検査前検査	消防法	第11条の2第1項	①有		①有		タンク検査5日 基礎・地盤検査20日 溶接部検査20日		消防本部 予防課
750	予防規程の認可、変更認可	消防法	第14条の2第1項	①有		①有		15日		消防本部 予防課
751	定期保安検査	消防法	第14条の3第1項	①有		①有		20日		消防本部 予防課
752	臨時保安検査	消防法	第14条の3第2項	①有		①有		20日		消防本部 予防課
753	完成検査済証の再交付	危険物の規制に関する政令	第8条第4項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			3日		消防本部 予防課
754	保安検査時期の変更	危険物の規制に関する政令	第8条の4第2項ただし書	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			5日		消防本部 予防課
◎消防本部 警防課										
755	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4第7項	①有		①有		7日～30日		消防本部 警防課